

【概要】

日常生活において音楽が流れていないことはほとんどない。わたしたちも、音楽を様々な時に様々な形で利用している。2017年6月にJASRAC（一般社団法人音楽著作権協会）の管理する音楽の著作物をBGMとして承諾を得ずに使用していた美容室や服飾店など352店舗の経営者に対しJASRACが著作権侵害行為の差し止め、損害賠償請求訴訟を提起した。このように、普段なにげなく楽しんでいる音楽が著作権に抵触している場合があるのである。われわれも知らず知らずのうちに勝手に利用しがちな音楽の権利、著作権についてどのような仕組みになっているのか深く理解したいという思いでこのテーマを選んだ。

登場するJASRACとはJASRACは、国内の作詞者、作曲者、音楽出版者などの権利者から著作権の管理委託を受けるとともに、海外の著作権管理団体とお互いのレパートリーを管理し合う契約を結んでいる。そして膨大な数の管理楽曲をデータベース化し、演奏、放送、録音、ネット配信などさまざまな形で利用される音楽について、利用者の方が簡単な手続きと適正な料金で著作権の手続きができる窓口のような役割を果たしている。

最近では、YAMAHA音楽教室を中心とする「音楽教室を守る会」とJASRACとの間で著作権に関する利権問題が起きた。それは教育の質を保つために使用料を支払わなくてもよいのか、それともビジネスの一つととらえ音楽教室を利用者として使用料を徴収すべきなのか、という問題である。音楽教室側からの音楽著作権使用料の徴収を、裁判の判決が出るまで保留するよう求め、文化庁に裁定を申請したものの裁判の結果を待たずして2018年4月1日から開始すると発表した。7日に宮田亮平文化庁長官が徴収を容認するとの裁定を通知した。

この問題は今後様々な事業を行う人にも関わる大きな問題であり、問題の中心になっているものは何か。過去の事例なども取り扱い多角的な視点で考察していく。